

第1回 多摩南部成年後見センター構成市（調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市）  
成年後見制度利用促進基本計画策定委員会  
議事要旨（案）

日 時：令和元年8月7日（水）18：30～20：00  
場 所：調布市総合福祉センター201～203 会議室  
出席者：出席者名簿による。

議事次第

1. 開会
2. 多摩南部成年後見センター 山本副理事長挨拶
3. 委員等自己紹介 ※別紙「出席者名簿」参照
4. 委員長選任
5. 委員長挨拶
6. 議事
  - (1) 報告事項
    - ① 昨年度からの検討経過報告
  - (2) 協議事項
    - ① 調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画  
共通計画部分の構成（たたき台）
    - ② 現状と課題（資料3 II章2～4部分）
    - ③ 目標施策の検討
  - (3) その他 今後のスケジュール等
7. 閉会

---

[配付資料]

- ・次第
- ・出席者名簿
- ・席次表
- ・資料1 事業実施計画案
- ・資料2 調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画  
共通計画部分の構成（たたき台）
- ・資料3 現状と課題（資料3 II章2～4部分 経過報告）
- ・資料4 40の目標施策（昨年度からの検討途中のもの）
- ・資料5 昨年度からの検討経過
- ・資料6 多摩南部成年後見センターについて

## 1. 開会

(略)

## 2. 多摩南部成年後見センター 山本副理事長挨拶 (要約)

山本副理事長

- ・平成 12 年度、調布市において「高齢者、知的障害者及び精神障害者に対する意識調査」や、市内の関係機関及びこの分野の先進的な自治体等に対する実態調査を行った。その後、「調布市利用者保護施策調査検討委員会」を設置して、多摩南部成年後見センター（以下「センター」）構成 5 市を含め、前記に関する検討を重ねた。この取組が、センター発足のきっかけとなっている。
- ・こうした取組の背景には、平成 12 年度に介護保険制度が開始し、契約制度に移行することで、利用者の権利擁護をどのように進めていくのかを検討していこうという関係市共通の思いがあった。
- ・平成 15 年、生活保護受給者や低所得者、被虐待者であっても、利用者保護をしながら権利を守ったり、成年後見制度を利用できるよう、最後のセーフティーネットとしてセンターを発足させた。
- ・時代は流れ、各地域ではお互いに支え合いながら地域の中で暮らし続ける社会を目指そうという趣旨である、地域共生社会づくりが謳われている。一方、成年後見制度が浸透してきたとはいえ、利用が低調な現実があり、権利が十分に守られていない方の権利をどのように守っていくのかという問題もある。
- ・こうした状況や国の動向も踏まえて、構成 5 市及び当センターにおいても、より一層地域の中で成年後見制度の定着及び拡充を図る必要があるのではないかと思ひ、構成 5 市による共通の成年後見制度利用促進基本計画の策定が必要ではないかと思ひ、本日の委員会の開催に結びついている。
- ・本日は、委員の皆様から、構成 5 市における成年後見制度の利用促進、利用者保護等に資するようなど意見を頂けることを期待し、挨拶としたい。

## 3. 委員等自己紹介 ※別紙「出席者名簿」参照

別紙「出席者名簿」に基づいて、委員、構成 5 市から自己紹介がなされた。(詳細略)

## 4. 委員長選任

池田委員による推薦後、委員の満場一致により、西田委員が本策定委員会の委員長に選任された。西田委員長による指名により、池田委員が本策定委員会の副委員長に選任された。

## 5. 委員長挨拶

西田委員長

検討委員会の皆様には、本日用意されている資料の内容がより良いものとなるよう、専門的な知見からご意見をいただきたいと考えている。ぜひ忌憚のないご意見をお願いしたい。

## 6. 議事

### (1) 報告事項

#### ①昨年度からの検討経過報告

多摩南部成年後見センター小林所長から資料 5 (通しページ p.23) に基づいて説明がなされた。

### ◎概要

- ・昨年6月、山本副理事長から、5市協働での成年後見制度利用促進基本計画策定に関する提案がなされた。その後、5市及びセンター（6主体）においても、策定に関して合意がなされた。
- ・本来であれば、翌年度（今年度）からの議論開始となることが通常であるが、6主体の合意形成に時間を要するということから、平成30年度より協議を開始した。だが、実際にはスムーズに協議が進まない面もあり、5市の部長会に判断を委ねることとなった。その結果、資料4（p.21）40の目標施策を取りまとめた。この取りまとめは検討途中のものであるため、本日以降、ぜひ忌憚のないご意見をいただきたい。
- ・また、昨年度から議論を重ねることにより、権利擁護支援や成年後見制度利用促進についての理解を深めることができたと考えている。

### <質疑>

なし。

## (2) 協議事項

### ①調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画 共通計画部分の構成 (たたき台)

日総研から資料2（通しページp.29）に基づいて説明がなされた。※以下、□は説明

### ◎資料作成の前提

- ・資料作成の前提として、本資料（「共通計画部分の構成」（たたき台））についてご説明したい。「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（以下「国手引き」）でも説明されているように、広域で中核機関を設けている自治体においても、各市で成年後見制度利用促進基本計画を策定することが記載されている。その意味で、本資料では「①構成5市共通計画部分の構成」をお示している。
- ・また、構成5市共通計画を策定することにより、構成5市とセンターの役割が整理される。そのことを通じて、今後のセンターの在り方、つまり、「②多摩南部成年後見センターの事業計画」も策定することを想定した構成となっている。

### ◎構成

- ・「はじめに」
  - －ここでは、私たちの生活と権利擁護支援や成年後見制度の関係性について記載する予定である。
- ・「Ⅰ 広域行政による成年後見制度利用促進基本計画策定のねらいと方法」
  - －ここでは、構成5市で計画を策定するねらい、方法、計画期間、各市の計画との関係性等を記載する予定である。
- ・「Ⅱ 権利擁護支援及び成年後見制度利用を取り巻く現状・課題・展望」
  - －当地域では、平成15年という相当早い段階で、センターが設置されている。今後、将来を見据えると、社会のセーフティーネット機能のあり方が変わってきていると考えられる中で、ここでは、量的、質的な面から現状・課題・展望の整理を行いたいと考えている。
- ・「Ⅲ 計画の理念・目標と計画の体系」
  - －現在、「1 計画の理念」を仮置きして記載している。
  - －「3 具体的な施策」では(1)～(3)で、具体的な施策を記載する予定である。特に3では、構成5市共通に掲げる目標や施策の方針等をどこまで具体的に記載するか、資料4（p.21）40の目

標施策をベースとしながら検討したいと考えている。

一当地域における中核機関については、分散型をイメージしている。現在、構成5市の実情を踏まえて、WGにて検討している最中である。

一地域連携ネットワークも構成5市、センターでつくられる2層のネットワークを構築予定。今回の計画では、センターで構築するネットワークについて検討する予定である。

・「IV 推進体制と計画の見直し」

一ここでは、構成5市共通計画の進捗や見直しに、構成5市とセンターが協働して関わっていく仕組みをつくること、また、時代のニーズに応じてセンターの役割を見直していく仕組みをつくること、こうした記載が重要と考えている。

## <質疑>

### ◎構成5市とセンターの役割分担

大口委員

計画の構成が示されることで、計画の全体像がみえてきたと感じている。

40の目標施策の「実施主体」に「調整中」や「5市」と書かれているが、今後役割分担が明確にされていくという理解でよいか。それによっては、今後のスケジュール、今後どのように展開されていくかという見通しの章が入ってくると思うが、時系列的な整理をする記載があることが重要であり、意識をしながら進めることが重要と思う。

小林所長

例を挙げると、介護保険事業計画は3年を目途とした計画であり、向こう3年間を見据えて、何をどのように整理するかを記載することとなっている。一方、今回の計画は、共通計画部分で具体的な記載を盛り込むことは難しいことから、各市で策定される計画の中に具体的な実施計画を盛り込む予定をしている。

### ◎「権利擁護支援」、「成年後見制度利用促進」の意味

倉持委員

「共通計画部分の構成」（たたき台）については、パッと見て何が書かれているかが分かると思う。

- ・Ⅱ－「1 東京都及び構成5市における権利擁護支援・成年後見制度利用を取り巻く環境変化」の下の行で使われている「～」についてだが、記号を使われると分かりにくい。「多摩南部成年後見センター設立時から」と、文字で示してもらった方が分かりやすい。
- ・Ⅲ－3－「(2) 権利擁護支援～成年後見制度利用促進」についてどのような意味か説明をお願いしたい。

日総研

本計画のタイトルは「成年後見制度利用促進」であるが、根本には地域における権利擁護支援を充実させることが重要という趣旨を押さえる必要があると考えている。そのため、権利擁護支援という大きな施策の中における成年後見制度利用促進という趣旨である。

ご指摘のように「権利擁護支援～成年後見制度利用促進」という表現は適切でないと思うので、修正したい。

星野委員

権利擁護支援の全てが成年後見制度ではないので、「はじめに」で用いられている「権利擁護支援や成年後見制度」のように「や」を用いてはどうか。

## ◎構成 5 市共通計画と各市の計画の関係性の整理

星野委員

I－「4 構成 5 市における各計画との関係性」とあるが、既に 5 市では関係の計画を策定されているのか。同時に策定されるのか。

また、構成 5 市にはいろいろな面で地域差があると感じている。5 市均一の役割分担をするのか、地域特性を活かした役割分担とするのか。

小林所長

センター設置から 15 年が経過し、各市の状況は大分異なっている。各市の状況を尊重しながらも、共通部分の計画を策定する予定である。もう少し具体的に説明すると、各市でも実施計画を策定する予定である。実施計画の策定方法は各市の実情に応じたものであり、地域福祉計画に盛り込む市、独立型で計画を策定する市と様々である。各市で計画策定期間が異なるため、それぞれの策定年度に合わせて策定予定である。

平柳委員

先程、p.29 では、構成 5 市で共通計画を策定する、後は構成 5 市が策定するというご説明だったと理解した。一方、p.29 の右部分には、例として「基本的には多摩南部集中型ではなく、各市の実情に応じた機能分散方式を採用していく」という記載がなされており、説明と記載の整合性が取れていないような印象を受けた。

この策定委員会で我々が目指しているのは、構成 5 市で共通して国の目指しているものに沿った計画を策定し、そのことを通じて、センターの役割が明確になり、その結果、センターで補えない部分や各市が強みを持っている部分は各市の計画に記載するという理解でよいか。

小林

おっしゃる通りである。

## ②現状と課題（資料 3 II 章 2～4 部分）

日総研から資料 3（通しページ p.10～）に基づいて説明がなされた。 ※以下、□は説明

### ◎本資料について

- ・この間、構成 5 市と多摩南部成年後見センターへのヒアリング調査を実施した。本日のご説明は、その結果からみえてきた現状と課題をまとめたものである。
- ・また、現時点では、各市の障害担当部署からの話を十分に聞き取れていない。今後も、当地域で活動されている専門職団体や法人後見実施機関へのヒアリング調査の実施を予定している。そうした中で、成年後見制度を利用しているご本人の意見等についても補足をする必要があると考えている。

### ◎5 市と多摩南部成年後見センターへのヒアリング調査からみえてきた課題

- ・「① 広報機能」；「1 研修・講演会等による周知・広報」、「2 明確な相談窓口の設置・開設」（通しページ p.11）

－構成 5 市の課題

ア. 成年後見制度の利用が必要な対象者に、必要な情報等が十分に届けられているか、そのための仕組みや体制が整っているか、一方的な広報や人材育成になっていないか等について、これまでの取組を振り返る必要があるのではないか。

イ. 構成5市が「広報」の対象をどのように捉え、どのような方法で周知を図るのか検討が必要である。

ーセンターの課題

ア. 現在もセンターとして広報を行っているが、今後より一層、構成5市の関係者の理解、周知促進に向けて、今後さらにどのように役割等を充実していけるのかについて検討することが重要である。

イ. 現在、日野市において行政とセンターが協働して対象別の説明会を実施しているが、こうした協働による説明会を、他の構成市でも実施してはどうかという提案があった。

・「②相談機能」；「3 検討の仕組み① 権利擁護支援の必要性の検討」（通しページ p.12）

ー構成5市の課題

ア. 権利擁護支援の最大のポイントは、権利擁護支援の必要性の見極めと適切な振り分けと考えているが、現在、構成5市では地域包括支援センターや社会福祉協議会、障害者相談支援事業所等が担っている。だが、「地域における成年後見制度利用促進のための体制整備のための手引き（体制整備のための手引き）」（H30.3、公益社団法人日本社会福祉士会、p.19）や、東京都（「東京における地域連携ネットワーク イメージ図」）の方針や考え方を踏まえると、各自治体内で地域の実情に合わせた検討の仕組みを設けることが必要と考えられる。また、専門知識や経験のある職員により相談・助言機能を果たしてきた市もあるが、組織的な支援が充実出来るような仕組みや体制整備についても検討が必要ではないか。

イ. 権利擁護支援の必要性についての見立てなど、構成5市で一定程度共通の指針等を作成することについて検討の余地があるのではないか。

ウ. 緊急性の高い事案、中でも虐待対応に関する体制整備の現状や課題については、センターの役割などを踏まえつつ、緊急的な事案に対応する仕組みの必要性等について構成5市において再確認していく必要がある。

ーセンターの課題

ア. 構成5市の各部署・相談機関ともに、「権利擁護支援の必要性の検討」、「首長申立ての必要性の検討」、「候補者を誰にするかの検討」等の判断の場に、相談・助言の役割を担う部署・機関への期待も寄せられ、複数の自治体からは、センターが検討会議の場に参加することへの希望も語られた。

イ. 同時に、指導・助言の役割を担う部署・機関と顔の見える関係を期待しているにもかかわらず、最近まで構成5市の相談機関とセンターとの直接のやり取りが希薄だったことから、今後はより綿密な関係性を構築していく必要がある。

ウ. 現状では、一次相談窓口は構成5市の担当部署・相談機関が担い、二次相談窓口はセンターが担う役割分担となっているが、相談に関しては今後、構成5市の相談窓口とセンターとの密な連携をより一層図る必要がある。

・「②相談機能」；「4 意思決定支援」（通しページ p.15）

ー構成5市の課題

ア. 「本人の意思決定支援」について、国等の取り組み動向を踏まえた、支援者、家族の側の認識の醸成と具体的手法の検討が必要と考えられる。

イ. セルフネグレクトケース等についての支援技術の学習会や情報共有等も必要と考えられる。

・「②相談機能」；「5 検討の仕組み② 支援方針検討（首長申立て等）」（通しページ p.12）

ー構成5市の課題

ア. 構成5市においては、首長申立て決定までの適正手続きの制度化が必要であるとともに、それらを前提としたセンターの関与の在り方、業務指導委員会の在り方についての検討が必要である。

イ. 事案の「緊急性」の具体的中身について、構成 5 市とセンターは綿密に擦り合わせる必要がある。

ウ. 現状では、成年後見制度利用の必要性（特にセンターに依頼することが適切と思われる事案）の検討と、首長申立ての必要性の検討が一体的に議論されているように見受けられるが、今後、首長申立ての要否の検討の前段階で、成年後見制度利用の必要性及び相応しい成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人を含む。以下「後見人等」）候補者の選定について検討する場が必要になる。（項目 9 とも関連）

・「②相談機能」；「6 日常生活自立支援事業等からの移行検討」（通しページ p.16）

ア. 日常生活自立支援事業の利用者についての、成年後見制度利用への移行判断基準の共通化の検討が必要と考えられる。

イ. 成年後見制度への移行に際しての本人への説明と意思決定支援のあり方について検討（含事前の確認）が必要と考えられる。

・「②相談機能」；「7 任意後見監督人選任の助言」（通しページ p.16）

ア. 任意後見制度利用に関する相談の増加が指摘されており、構成 5 市の地域包括支援センターや社会福祉協議会の任意後見制度についての知識、任意後見監督人選任に関するネットワーク等の両面からの体制整備が求められると想定される。

イ. 任意後見制度の利用については、特に障害を持つ子に対する親亡き後の支援にかかわって、多くの方が関心を示しており、任意後見監督人選任には、信頼のおける機関（センター等）がなることが望ましいのではないかと想定され、今後検討が必要である。

・「③成年後見制度利用促進機能」；「8 申立て（親族等）に関わる相談・支援」（通しページ p.17）

－構成 5 市の課題

ア. 国、東京都の動向を踏まえ、申立て段階から後見人支援まで、親族等による利用を支援していくための体制整備を図る必要がある。身近な地域での整備への期待が高いことが想定されることから、一次相談窓口の役割として体制を整備していくことが期待される。

－センターの課題

ア. 上記に際して、センターがどのように役割を充実させていけるかについての検討が必要。

－構成 5 市とセンター双方の課題

ア. 今後、成年後見制度利用申立て等に関する親族からの相談への対応強化に向けて、家庭裁判所との協議・連携のもとで、適切な広報等の体制を構築していく必要がある。（項目 13 とも関係）

・「③成年後見制度利用促進機能」；「9 検討の仕組み③ 適切な候補者推薦のための検討」（通しページ p.17）

－構成 5 市の課題

ア. 専門職団体とのネットワーク構築の推進

イ. 担い手の育成・確保（→次項 10 で記載）

ウ. マッチングについては、現状では、成年後見制度利用の必要性（特にセンターに依頼することが適切と思われる事案）の検討と首長申立ての必要性の検討が一体的に議論されているように見受けられるが、今後は、首長申立ての検討とは別に、事案について、法人後見が適切か否かについて検討する場が必要になる。（再掲）（例 庁内で、「候補者検討委員会（仮称）」等の設置等を検討していく。）

－センターの課題

ア. 専門職団体との連携の推進（例 「専門職紹介制度」の登録要件等についての検証）

- ・「③成年後見制度利用促進機能」；「10 市民後見人の育成・活動支援」（通しページ p.18）
  - －構成 5 市とセンター双方の課題
    - ア. 市民後見人養成・活用の充実について、今後のニーズ等を踏まえ、検討が必要ではないか。
  
- ・「③成年後見制度利用促進機能」；「11 法人後見の実施」（通しページ p.19）
  - －構成 5 市とセンター双方の課題
    - ア. 法人後見受任機関としてのセンターには、特に困難ケースの受任に対するニーズが高いことから、利用規定等の改定含め、対応方策について検討する必要がある。また、現状では、センターの受任要件等の実際について、構成 5 市あるいは担当によって共通の理解となっていない点もみられ、見直しと合わせた周知徹底が望まれる。
    - イ. 現在地域で、センター以外に法人後見を担っている機関の受け皿としての可能性を確認していく必要がある。
    - ウ. 中長期的に考えた場合、センター対象地域の法人後見受任機関の受け皿拡大についてどのように考えていくか。センター以外の機関による法人後見の開始等、困難ケースを受任する担い手の育成の検討も必要ではないか。
  - －センターの課題
    - ア. 法人後見受任機関としてのセンターの受任体制が、組織的な対応となっているか等についても検討が必要。
    - イ. センターは法人後見受任機関として、より組織的な受任体制の在り方についても、さらに検討を進めていく必要があるのではないか。
  
- ・「④後見人支援機能」；「12 チーム等支援会議コーディネート、モニタリング」（通しページ p.20）
  - －構成 5 市とセンター双方の課題
    - ア. 被後見人と後見人等をバックアップする地域の「チーム」体制の構築に向けて、身近な地域の実施機関によるコーディネートの在り方、地域連携ネットワークの関与の在り方等について、検討していく必要がある。
    - イ. センターと一緒にチームとして対応する行政職員、支援者との連携は不可欠であり、一体的な支援を行うための相互理解や成年後見制度の知識の向上等が必要である。
  
- ・「④後見人支援機能」；「13 親族後見人や市民後見人への支援強化」（通しページ p.20）
  - －構成 5 市とセンター双方の課題
    - ア. 親族後見人や市民後見人に対する相談支援、報告書作成支援等のバックアップ体制の構築・強化を図るためには、身近な地域での体制整備を前提に検討していく必要があるのではないか。一方で、支援者側の専門性が問われる内容も含まれる。
    - イ. 段階的な体制整備を前提とした場合、構成 5 市、センターにおいて優先順位、役割分担をどのように考えていくかが課題となる。
    - ウ. 今後、親族後見人からの相談への対応強化に向けて、家庭裁判所との協議・連携のもとで、適切な広報等の体制を構築していく必要がある。（項目 8 とも関係）
  
- ・「④後見人支援機能」；「14 家庭裁判所との連絡調整」（通しページ p.20）
  - －構成 5 市とセンター双方の課題
    - ア. 後見人支援（特に親族後見人支援）に関する家庭裁判所との連絡調整については、広域での関与が現実的とも推測され、今後検討が必要。



## <質疑>

### ◎広報・人材育成 (p. 11)

星野委員

p.11で「広報（人材育成）の対象」として対象者が例示されているが、利用者が抜けている。利用者に対する説明（広報）を追加してほしい。

### ◎検討の仕組み① (p. 12)

倉持委員

p.12 検討の仕組み①について。「現状」の部分に、調布市、狛江市の記載がなされている。「独自の仕組み」を作られた経緯をお聞きしたい。

調布市

p.12「制度化又はルール化されているわけではないが」という表現は、調査機関がヒアリングした結果の表現である。

当市では専門部署（高齢担当部署や障害担当部署等）が相談を受け、相談者の状況を見ながら、必要に応じて権利擁護支援をしている。

その他、東京都の福祉サービス総合支援事業を活用し、福祉総務課に社会福祉士の資格を持つ専門相談員を2名配置している。同様に、各部署にも同種の専門相談員を配置している。

また、市長申立てについては、各専門部署で市長申立てに関する審判の要綱を整えている。各専門部署で適宜当要綱を確認するとともに、福祉総務課も含めて、組織的に権利擁護の対応を行っている。

狛江市

当市では、制度化はされていないが、地域包括支援センター職員が社会福祉協議会職員に相談をすることがある。その際、相談者の観点から細やかな面接が行われており、成年後見制度利用の必要性、適切な後見人が誰かということ、その都度市ケースワーカーを含めたチームで対応している。後見人就任後も、後見人が本人にとって適切か面接もしている。現場の意識が高いことから、そのようなチームが組まれていると感じている。

倉持委員

ご説明からすると、住民に身近な地域で相談支援が行われる必要があったという認識をお持ちだったという理解でよろしいか。

狛江市

はい。

### ◎「4 意思決定支援」(p. 14) (候補者に対する研修の実施)

進藤委員

自閉症の子を持つ親の立場として、また、親の会で寄せられた意見として、意見をお伝えしたい。

一般的に成年後見制度は利用しにくい。実際に利用すると不都合が生じ、学習会をすればするほど、利用したい人が少なくなっていくのが実情。各市やセンターの立場や状況があることも理解できるが、利用者にとってメリットを実感できる制度にするにはどうしたらいいかを念頭に置いてご議論いただくと、親としてはこんなにありがたいことはないと思っている。

意思決定支援をするのであれば、後見人等になる人が誰であれ、その人の障害について研修を受けしてほしい。言葉が話せないから分からないということではなく、その人特有の意思表示の仕方がある。それを分かろうとしてもらえるとありがたい。それを学んでほしい。そうした特有の意思表示に詳し

い方を選任できないとしたら、研修を実施してもらえないかと思う。そのような努力をしてもらえると、人生と一緒に伴走してくれる人だと思える。

星野委員

意思決定支援については、国でも後見人等が受講する研修プログラムの検討が始まっている。手法も重要だと思うが、それ以前に、本人に向き合おうとする姿勢であることや、自分一人で全部するのは適切ではないから関係者の力を活用するという意識を持つことが重要と思う。そういうことも加えていく必要がある。

### ◎ 「9 検討の仕組み③ 適切な候補者推薦のための検討」(p.17) (後見人等の選任)

進藤委員

障害者の制度利用の場合、高齢者の場合と異なり、親亡き後は、長期間に亘って成年後見制度を利用することになる。そうすると、数十年で莫大な費用がかかること、どのような人に依頼するかということが非常に大きな関心事となる。

親にとって一番重要なことは、適切な後見人の選任。しかも本当に重要なことは、資料に書かれているような法人後見かどうかではなく、誰が後見人になってくれるかに尽きる。なので、「マッチングが重要」と強調して書いてほしい。

国では「利用開始後にも柔軟に後見人を変えられることを検討していかなければならない」という趣旨のことが言われているようだが、現時点では現行制度は変えられない前提で考えると、候補者に関する情報があまりにも少ない状況で、短期間で、後見人等を決めなければならない。後見人を選任するプロセスの中で、今後後見人等を代えられないという現実を踏まえ、期限まで長めに「お試し期間」を設けるなど、一定の時間をかけて本当に納得して選任したいという意見もある。

星野委員

社会福祉士会で手引きを作成するときに議論したのは、後見人等の候補者検討に当たっては「資格の有無ではない」ということ。もちろん、有資格者である必要性のある事案もあるが、それとは別に、どんな人かということが、本人のメリットに直結する。それが、必要性に応じて後見人等の交代を検討する根拠にもつながっていく。それが本人主体の制度の利用の仕方だと思う。

法人かどうか、専門職かどうかではなく、どんな人が後見人等になってくれるかという視点を持つことで地域ならではのマッチングができると感じているので、ぜひ記載してほしい。

### ◎ 「9 検討の仕組み③ 適切な候補者推薦のための検討」(p.17) (候補者検討の場のイメージ)

進藤委員

p.17「候補者検討委員会(仮称)」の設置を検討していくとあり、資料4(p.21)40の目標施策に「12.相応しい候補者検討(既存会議等活用)」同じと思われる名称が見られるが、「既存の会議」とはどのようなものか。

小林所長

ご指摘の「既存の会議」とは、高齢者のサービス検討会議や地域ケア会議等において、実際に後見人等が必要な方の検討がなされていく必要があり、国手引きにおいても、そうした会議を活用した検討という記載がなされている。そのような意味である。

進藤委員

高齢者の場合、地域包括支援センター等地域の相談窓口となっている機関も意見を言える場で検討されると理解して良いのか。

小林所長  
その通りである。

◎「12 チーム等支援会議コーディネート、モニタリング」(p. 20) (選任前後における相談機関による関与、チーム作りやチームを支える支援の実施)

進藤委員

後見人等を委任するに当たっては、本人をよく知っている人に関与してもらいたいという意見が多い。例えば、高次脳機能障害の場合、後見人等の選任についても、選任後の引継についても、社協にも親の相談のってほしい。知的障害の場合、相談支援専門員が関わってほしいという意見が多くあった。

また、後見人等が選任された後も、社協や相談支援事業所等に、一緒に参加してもらえるようなシステムになるとありがたい。

池田委員

国は介護保険制度や障害福祉サービスを始め、地域包括ケアシステムを進めていこうとしているが、本人にとってのメリットという面では、国の専門家会議に最高裁も出席している。そこで、最高裁は、自ら、今回の取組は最高裁だけではできない。本人を支える仕組みづくりには地域の関係者・関係機関が関与してくれないと難しいとおっしゃっていた。構成5市でこうした仕組みを実体化していくために、計画策定に向けて議論をしたいと思う。

後見人等を孤立させない仕組みをつくり、チームとして支えていくという意味で、地域の福祉とのネットワークを構築することは行政の役割として、非常に大きい。それは、センターがあるからいいということではない。

◎「12 チーム等支援会議コーディネート、モニタリング」(p. 20) (後見人等が相談できる機関の整備)

進藤委員

利用者、家族の相談窓口が必要だと思う。偶然ある後見人等が選任されたが、コミュニケーションがとれない、全然会いに来てくれない等、行政の窓口として利用者・家族が困った時に相談できる窓口があるといい。それは、利用者家族の声を拾うことで、制度の問題が明らかになると考えるからでもある。可能な限り早く困りごとやニーズが把握できれば、制度がどんどん改善されていくと感じているため。

星野委員

全体的にもう少し具体的に、また分かりやすい記載が必要と思う。例えば、p.20で「後見人支援機能」とあるが、後見人等を支援することは本人を支援することになる。その意味で、利用者、関係者からの相談が入ってくる。本人にとってメリットを感じられるような制度にするために具体的にどうするかという意味では、「モニタリング」と言った場合、何をモニタリングするのか、何を見直すのかということ、しっかり記載する必要がある。

◎後見報酬 (報酬額決定根拠、プロセスの明確化) (該当頁なし)

進藤委員

長期に亘って後見人等についてもらおうとしたら、本人の財産を守る制度でありながら、後見人等に総額として巨額になる報酬を差し出さないといけないのかというイメージがある。その意味で、後見はなるべく使いたくないという意見や、後見報酬額が適切かという問題がある。

また、家裁が報酬額を決める場合、本人の財産に基づいていると思うが、資産がほぼ変わらないのに報酬額が上がる事例がある。しかし、家裁に理由を尋ねても根拠も示されない。サービスの契約ではないことは十分理解しているが、料金表があるわけでもなく、やはり納得がいかないという方もい

る。そのため、分かりやすい制度にしてほしいと思う。

### ◎後見報酬への助成制度 (p. 21)

進藤委員

調布市の場合、生活保護を受給する場合、後見報酬への助成制度がないと聞いている。構成5市の中には生活保護を受給している場合でも後見報酬を助成している自治体がある。個人的な意見だが、どの市においても基本は生保等の場合には報酬助成が受けられ、多摩南部成年後見センターが法人後見を受任した場合には報酬助成を受けられない、という制度にしてほしい。そうでないと、生活保護を受給するかどうか悩むことになる可能性がある。そのため、最後のセーフティーネットということであれば、生活保護を受給することにより後見報酬の助成を受けられなくなるということは疑問であり、不安である。

### ◎後見人等に対する評価制度 (例 第三者評価) (該当頁なし)

進藤委員

身上監護の面で、後見人等によっては、丁寧にしてもらえる方も多くおられる一方で、年1回も入所施設等に面会に来てくれない方もいるという話も聞いている。そのような人が選任された場合でも、交代できない。その意味で、後見人に第三者評価を受けてもらえないかという意見もある。

池田委員

裁判所も、後見人の報酬、評価等、本人の情報を提供していただくためのシートの作成や報酬への反映、本人の状況に合わせたマッチング等もとても重要であると言っている。今回の計画策定にも、どの程度思いを取り入れられるかなと期待している。

### ◎当事者へのヒアリングの希望 (該当頁なし)

進藤委員

5市で状況が異なる。高齢と障害によっても異なる。障害種別によっても異なる。各市でぜひ当事者にヒアリングをしてほしい。

倉持委員

今後、どのように意思決定支援についての実態を把握する予定があるかお聞きしたい。

(※時間の関係から回答に至らず。)

### ③目標施策の検討

小林所長から資料4 (通しページ p.21) に基づいて説明がなされた。

#### ◎本資料について

- ・本資料は、昨年度、半年かけて構成5市とセンターとで協議を重ね、共通計画の目標として掲げることを確認して、取りまとめたものである。
- ・この目標施策は、国手引きで書かれていることを網羅していると考えているが、不足している部分は、ご意見をいただきたい
- ・この目標施策では、実施主体が非常に重要と認識している。そのため、可能な限り、将来的に軌道に乗った時点での主体を明確にするようにしたのだが、議論が詰め切れていない部分もあり、「調整中」という記載もある。

- ・以下、ポイントを絞って説明したい。
  - －1；中核機関は広域での設置となるため、二重構造となることを想定している。①各市での利用促進を進める、②5市全体の利用促進を進める、という趣旨である。だが、①は、市によって、市とセンターとの機能分担の内容が異なると想定される。最終的には明確にしたいと考えている。
  - －2；促進協議会；当会議の設置目的は、地域内の成年後見制度利用促進や評価を行うことである。当会議の設置目的は、東京都の「成年後見活用あんしん生活創造事業」補助金要件である「第三者委員会」に合致していると考えている。当会議を設置することにより、一年に一回、外部の方の目によりチェックしてほしいと考えている。
  - －6～9；相談。当初から、特に一次相談は直接5市が担当し、その後のより密な相談をセンターにつなぐという役割分担の踏襲を想定している。
  - －10～12；判断。地域連携ネットワークの中で、権利擁護支援の必要な人の発見、検討、適切な後見人等の選任という対応で、国手引きに沿った対応を想定している。
  - －13；申立。現在、1市のみで、市長申立て検討委員会及び候補者検討委員会が組織的に行われている。こうした組織的な検討の場を設けることが他市でも必要ということで、項目立てしている。
  - －17；5市協議会。広域でのセンター運営のため、上伊那成年後見センターに倣い、①各市での協議会の設置とともに、②地域での大きな協議会を構築するイメージである。一方、「2.促進協議会」との整理が未調整のため、今後検討する予定である。
  - －21、22；助成。先程、進藤委員からも5市間での助成の不整合についてご指摘をいただいたが、センターの利用ルールも含めて検討する予定であり、併せて検討を予定している。
  - －23；全後見人連絡会；現在、市民の方、専門職の方を交えて、後見人連絡会を実施している。今後、親族後見人も含めて情報交換等をしていきたい。
  - －27～29；社協。5市社協も状況が異なっている。既に成年後見制度が必要な方で日常生活自立支援事業を利用されている方の移行についても情報交換等を進めたい。
  - －30；NPO等が実施する法人後見への援。尾張東部成年後見センターが新規メニューとして挙げていたため、当目標施策でも項目に入れた。また、親亡き後の問題について、そうした後見人等を専門に受任している機関もあり、そのことにより周囲の方も安心できるという話も聞いている。その意味で、今後、NPO等が実施する法人後見への支援も検討が必要と考えている。
  - －31～38；親族後見人への支援は、今回の計画策定における重要な項目と考えている。実施主体という点では、当センターは、審判の確定前後について、5市にノウハウを提供できるのではないかと考えている。
  - －41；任意後見。制度利用に係る費用をお伝えすると、利用しないということが多いようである。国手引きに記載がなされていることもあり、今後、検討が必要と考えている。

## <質疑>

### ◎全般的な意見

大口委員

資料2(p.10～)における日総研からの説明を、40の目標施策と照らしながら聞いていた。半年かけて40の目標施策を検討し、今の段階でここまで目標案を作られているのは素晴らしいと思う。その上で、今の段階では、網羅されているものと抜けているものがあると感じている。

今後検討される中核機関に求められる機能について、委員の皆さんで誤解がないかということも40の目標施策と照らしながら確認し、事務局や日総研に説明をお願いしたい箇所を指摘したい。

1～3；中核機関、促進。p.29でいうⅢ-3「(1)行政が担うべき権利擁護支援の体制整備」や、Ⅲ-3「(2)権利擁護支援～成年後見制度利用促進を担う中核機関の整備」とも関連する項目だと思う。40の目標施策中の「3.促進検討会議」について説明をお願いしたい。

4、5；普及広報。研修も追加した方がいいと思う。実質的にはいろいろな方、具体的には、行政職員、関係機関の方のスキルアップが不可欠である。対象、テーマ等を一覧にすることで、取組が明確になると思う。

6～16；相談等。4機能で言うと相談、受任調整、モニタリングが含まれたものになっているような印象を受ける。機能が連動して取り組んでいる部分があると思う。

17～20；地域連携ネットワーク。「2.促進協議会」と兼ね合いが出てくると思うので、説明をお願いしたい。

23、24；後見人支援。既に取り組まれているのか、新規で取り組むのか、説明お願いしたい。

27～29；日常生活自立支援事業に限らず、各社協の役割をどう考えているのかと関連すると思う。

30；NPOについて、具体的にどんなところを想定されているのか。お聞きしたい。

31～38；既に親族支援に取り組まれている市があることも聞いているので、その兼ね合いとも気になる部分である。

全体的に網羅されているので、今後は抜けている部分を付け足していくことが重要と思う。

(※いずれの質問も、時間の関係から回答に至らず。)

## ◎「6～9.相談」「10.成年後見ニーズ見極め」「11.モニタリング」「12.相応しい候補者の検討」

池田委員

資料2（通しページp.10～）と照らし合わせて整理が必要と思われた箇所について指摘したい。

資料2では「検討の仕組み①権利擁護支援の必要性の検討」（p.12）、「検討の仕組み②（支援方針検討（首長申立て等）」（p.15）、「検討の仕組み③適切な候補者推薦のための検討」（p.17）とある。この、それぞれの検討の仕組みが、権利擁護支援のネットワーク構築や成年後見制度利用促進においては非常に重要で、自治体の腕の見せ所でもある。

「検討の仕組み①権利擁護支援の必要性の検討」（p.12）は、40の目標施策では「10.成年後見ニーズ見極め」という項目に当たり、成年後見制度の利用だけでなく、権利擁護支援としてどのように関与すべきか、という判断に関与すると思う。

次に、「検討の仕組み②（支援方針検討（首長申立て等）」（p.15）と「11.モニタリング」が対応し、成年後見制度の利用につながらなかった人もモニタリングするということになる。

その上で、「検討の仕組み③適切な候補者推薦のための検討」（p.17）が「12.相応しい候補者の検討」と対応し、地域の仕組みの中で適切な候補者を検討することになる。

いずれも、自治体及び中核機関の責任として非常に重要と感じている。この部分の書きぶりも精査してほしい。

星野委員

今の池田委員がご指摘された流れは非常に重要である。その意味で、40の目標施策では31以降に「親族」に関する内容が多く書かれているが、「親族」や「専門職」というように担い手によって分けるのではなく、また相談者も「親族」や「地域の相談機関」というように分けるのではなく、目指すべきは、誰から相談を受けても、誰に対する支援も区別なく同じ場で検討していくことが将来的に必要と思う。

現在の記載の仕方は、これまで取り組めていなかったことを意識化するという点で対象別に記載しているのだと思うし、それは理解できる。しかし、将来的に、対象を分けることなく取り組むというイメージで記載してほしい。

池田委員

星野委員からのご指摘を受けて、6～9の「相談」も家族からの相談を想定されていると思うが、地域から上がってくる相談や情報を受け止めるという意味でも、自治体の役割は大きい。

同じく、星野委員からのご指摘にあったように、中核機関が親族だけを支援するのではなく、地域

福祉の仕組みとして自治体として支援するという意味でも、自治体の役割として意識化していただけるとありがたい。

## ◎「12. 相応しい候補者の検討」

進藤委員

40の目標施策が計画の本文に反映されていくと思うが、国手引きを拝見すると、とても分かりやすく、国手引きでは「受任者調整（マッチング）」が頭出しされている。今の40の目標施策の記載では分かりにくいので、国手引きのように項目出しをして、誰がどのように進めていくのかということを示してほしい。

小林所長

マッチングの話について補足をしたい。現在、センターでは、専門職紹介制度を設けている。当制度では、利用者本人と面接してもらってマッチング制度を行っている。今後こうした取組を進めていこうと考えている。

進藤委員

日頃から関わっている方がマッチングに関わってくれることが大事と思うので、そのようなことも記載してほしい。

平柳委員

10～12の判断の時点で、チームを組成する必要がある。後見人等が就任してからのチーム組成でも、その前段階のことを理解しておく必要がある。非常にマンパワーが必要なことではあるが、可能な限りそのような方向に持って行った方がいいと思う。また、誰が後見人等に就任するとしても、チームの一員として一緒に取り組んでいくという意識を醸成することが重要だと思うし、そのようなことに資するような計画を策定することが大事だと感じている。

## ◎推進体制と計画の見直し (p. 29)

大口委員

国手引きでは、計画策定に当たり、どこまで達成できたのかという評価が重要という記載がなされている。その意味では、40の目標施策が評価項目となっている。この40の目標施策がどこまでできたかという評価と連動できると感じている。

また、可能であれば、年1回、どこまで達成できたか、振り返りをしてほしい。特に、これはレベルの高い話になるが、本人にとってどのようなメリットを提供できたかという点からの評価も追加してほしい。

西田委員長

自分の在任時代、各市の担当者の異動や、担当者同士のコミュニケーションが取れないことにより、事例対応にも支障が生じていることを見かけたこともあった。その意味では、構成5市の行政職員が一定のレベルで共通認識を持っていただく必要があると言えるし、40の目標施策の実施主体は、実は構成5市とセンターが協働して取り組む必要がある項目と言える。

大口委員がご指摘されたように、1年に1回、構成5市とセンターとが共通認識を持つ検討する場を持つことも計画に書き込んでほしい。

## ◎「人材養成」(項目なし)

平柳委員

相談は「市民の方からの相談を受ける」話と「関係機関や専門職からの相談を受ける」話と2種類あるとイメージしている。だが、実際には、権利擁護を含めた福祉全般に関する相談を受ける必要があり、その仕組みを構築する必要がある。その上で、成年後見制度の利用が適切か、他の制度の利用が適切か横断的に考える必要がある。

今回の計画でそこまで盛り込めるのかどうか分からないし、共通計画に盛り込めないのであれば、各市の計画に盛り込む等対応が必要になると思う。

だが、一番重要なことは、どの相談部署・機関に相談をしても一定程度同じような情報を得られることだと考える。例えば、成年後見制度に詳しい人に相談したら成年後見制度の利用を勧められたが、成年後見制度に否定的な人に相談したら別の制度を勧められたというように、相談した側が情報を的確に情報を得られないことを避ける必要がある。その意味で、相談員の養成＝人材育成が大事だと思う。

大口委員

小林所長の説明で「ノウハウ」という言葉が何度か聞かれた。当センターには、15年間の蓄積されたノウハウがあると思う。それは法人後見としてのノウハウであり、中核機関として構成5市に助言できるような、複雑なケースに対応されているノウハウであると思う。

資料2では「複数の自治体からは、センターが検討会議の場に参加することへの希望も語られた。」「顔の見える関係を期待」（いずれも p.13）という記載もなされており、こうした検討の場にセンターが入ることで、ノウハウを伝えることにもなると感じている。

また、平柳委員から相談員の育成というお話があったが、事例対応により育成につながっていくと思う。こうした観点からも、検討の場にセンターが加わることは、意義が大きいと感じている。

既に取り組みされているのであれば、計画にそれを記載することも重要と思う。

### (3) その他 今後のスケジュール等

小林所長から資料1（通しページ p.6）に基づいて説明がなされた。

- ・各市のパブリックコメント実施時期の関係から、第3回策定委員会の開催を待たずに、メールや郵便で資料をお送りするので、書面等での審議により協議を進めさせていただきたい。

(満場一致で承認)

- ・ありがとうございました。そのように進めさせていただきたい。

西田委員長

次回の策定委員会は、10月10日（木）18時30分～とのこと。

本日の協議で、計画の方向性は一致できたかと思うので、次回は、計画の粗々の内容について、ご協議いただくことになるかと思う。本日の議事進行へのご協力を感謝したい。事務局には、引き続きよろしくお願ひしたい。

本日発言できなかったことがあれば、センターや日総研に連絡してほしい。

## 7. 閉会

(略)

(以上)